

**群馬県統合型医療情報システム
病院間コミュニケーションツール導入運用業務
委託仕様書**

第1章 総則

(適応範囲)

第1条 本仕様書は「群馬県統合型医療情報システム 病院間コミュニケーションツール導入運用業務」（以下「本業務」という。）について適用する。

(目的)

第2条 本業務の目的は、次のとおりとする。

群馬県統合型医療情報システム(以下「本システム」という。)に、下記の機能を有するアプリケーション(以下「本アプリケーション」という。)を導入する。ユーザー同士で、動画像の送受信やチャットを行うことで患者情報等の共有を行い、救急搬送及び救急医療の円滑化を図る。

- (1) 医療機関同士でチャットを行える機能
- (2) 医療機関同士で動画像等を送信して情報共有を行える機能

(疑義)

第3条 本業務の本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者とが協議の上、業務を遂行するものとする。

(作業の打合せ及び報告)

第4条 本業務において打合せの際、受託者は打合せ記録簿を作成し、3営業日以内に提出することとする。県及び受託者各々1部ずつ保管するものとする。

(履行期間)

第5条 本業務の履行期間は、次のとおりとする。

契約締結日から令和9年3月31日まで

第2章 業務内容

(前提条件)

第6条 本アプリケーションの導入に際しては、以下の条件を前提とする。

- (1) 本アプリケーションは、新規アプリケーションの設計・開発又は既存のアプリケー

- ションの活用（既存のアプリケーションのカスタマイズを含む）により導入する。
- (2) 本アプリケーションは、PC、タブレット及びスマートフォンのいずれの端末・OS・Web ブラウザにも対応したものとする。
 - (3) 本アプリケーションの利用端末については、県が医療機関へ配布している本システム専用端末又は医療機関若しくはユーザーが所有する端末とする。

(アプリケーションの導入)

第7条 本業務は、本システムに以下の機能を有するアプリケーションを導入するものである。

(1) チャット機能

患者情報等の可視化と共有を図る目的で、ユーザー同士で利用できるチャット機能を追加する。想定するユーザー数は、74機関の最大370ユーザー（1機関あたり5ユーザー）とし、ユーザーの増減に対応できるものとする。チャット機能を使用する際に、ユーザーが主体的にチャット先ユーザーに通知を送れるようにすることで、覚知を促す。

(2) 動画像等共有機能

患者情報等の可視化と共有を図る目的で、チャット機能内で使用する動画像等共有機能を追加する。アプリケーション上で撮影した動画像については、端末に自動的に保存することなく、アプリケーションのクラウド上のみ保管すること。

(3) チャット機能の既読機能

チャット機能内に投稿されたメッセージや動画像について、既読した他のユーザーのアカウント名を特定できる。

(4) 管理機能

管理者権限において、機関及び機関に所属するユーザーの検索、登録、登録内容の変更、削除、一時停止および停止解除ができる。ユーザーの登録（利用期間の定めがある場合はその更新を含む）は管理機能で事前登録したID、もしくはドメインからでしか登録できないように制限する機能を有する。

(5) 今後の拡張可能性

上記(1)から(4)の機能について、今後、消防機関（現状、最大141ユーザー）と医療機関との間でも利用できる拡張可能性を含むものとする。

(付随業務)

第8条 本アプリケーションの導入に際して、以下の業務を併せて行うものとする。

(1) 操作マニュアルの整備

本アプリケーションの機能や画面、操作手順等について、操作マニュアル等の説明資料を整備の上、別途県と協議した方法により納品するものとする。

(2) オンラインによる操作研修の実施

チャット機能と動画像等送信機能の利用定着化を図るため、利用開始前に県内の医療機関を対象とし3回程度のオンライン研修を実施する。

本研修は、オンライン上で受託者が用意した講師がデータ投影（資料及び実機の画面共有など）を用いて行う座学形式とする。主な内容は導入アプリケーションの基礎的な操作方法と、具体的なユースケースの説明とする。研修資料は、印刷・配布は行わず、WEB等からのダウンロード形式で提供する。その他、研修の詳細な内容については、県と協議の上で決定する。

(3) 導入支援及び利用促進に関する役務の実施

各医療機関及びユーザーの登録作業ほか導入支援作業を行う。

また、チャット機能と動画像等送信機能の利用定着化を図るため、本アプリケーションの運用ルールの制定に関わる支援を実施する。詳細な内容は別途、県と協議の上で決定する。

(4) 運用保守業務の実施

本アプリケーションの運用保守業務として、稼働監視、障害受付及び復旧、その他必要なメンテナンス業務を実施すること。

また、本アプリケーションの問い合わせ窓口を設置すること。問い合わせ対応時間は平日10時～17時、受付方法は電話、メールとする。なお、本アプリケーションの操作や機能についての案内のみを行うものとする。

(5) 脆弱性診断

本アプリケーションに対して脆弱性診断を行う。

(情報セキュリティ対策)

第9条 受託者は、本業務の作業にあたり、「安全なウェブサイトの作り方」独立行政法人情報処理推進機構）及び以下の条件を満たすこと。

(1) 不正アクセス防止

- ・不正アクセス監視を行い、防止に努めること。
- ・データセンターにおいては、警備員や監視カメラによるチェックに加え、ICカード等を利用した入室管理・入室制限のシステムを設けることで許可を得た人間のみが入室を行えるようにし、第三者による物理的アクセスに対する対策を行うこと。

(2) ウイルス対策

- ・データセンターのすべてのサーバにウイルス対策を実施すること。また、送受信のメールのウイルスチェックを実施すること。

(3) 個人情報保護、セキュリティ関連

- ・本アプリケーションのソフトウェアに対しセキュリティ上の問題（いわゆる脆弱性）等が発見された場合は、速やかにメーカーの指定する対策を講じるとともに、セキュリティパッチ配布開始後、速やかに適用するなどの対策を行い、当該問題を解消すること。

- ・ファイアウォール等によるセキュリティ保護対策を行い、セキュリティの保護を行うとともに、不正アクセス監視を行い、防止できること。
- ・取り扱う業務単位、ユーザー単位にアクセス権を設定し、グループごとに一括管理可能であること。
- ・万一、コンテンツ書き換え等の不正アクセスが発覚した場合には、直ちに県に対し状況報告を行い、速やかに対策処置及び回復処置を行うこと。
- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定する、プライバシーマーク又は ISO/IEC27001：2005（ISMS）の規格に適合した運用を行うこと。

（スケジュール）

第10条 本業務の作業スケジュールは、次のとおり予定する。なお、作業開始にあたり業務実施計画を作成し、県と作業スケジュールを調整すること。また、操作説明会の開催日程については別途協議により決定することとする。

- ・令和8年6月 本調達契約締結
- ・令和8年6月～令和8年7月 要件定義・設計
- ・令和8年8月～令和8年12月 開発・テスト
- ・令和9年1月～ 試行運用開始
- ・令和9年2月～令和9年3月 オンライン研修
- ・令和9年3月～ 順次医療機関にて利用開始

（業務管理）

第11条 受託者は、業務実施計画に基づき進捗管理を行い、県へ定期的に進捗状況を報告すること。

第3章 成果物

（成果物）

第12条 本業務の成果物は以下のとおりとし、納入場所を群馬県健康福祉部医務課救急災害医療係とする。

- (1) 業務実施計画書 1部
- (2) 要件定義書 1部
- (3) 説明会資料/履行報告書/説明会録画データ 1部
- (4) 初期設定作業完了報告書 1部
- (5) 本アプリケーション 1式
- (6) 操作マニュアル 1部

なお、提出方法は、紙媒体1部、電子媒体1部（PDFデータのメール送付等）とする。

また、納入期限については、業務実施計画書で作成するスケジュール上に記載することとし、県と協議の上、納入期限を決定するものとする。

第4章 その他

(検査)

第13条 受託者は、指定の期日までに納入成果物を提出し、発注者の検査を受けるものとする。なお、検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての納入成果物を納入すること。

(契約不適合責任)

第14条 受託者の責めに帰すべき事由により契約の内容に適合しないものがあつた場合、受託者は自己の責任と負担において修正を行うものとする。なお、本条により受託者が責任を負う期間は、検収完了日から1年間とする。また、合理的な範囲で受託者が不適合の修補を繰り返し実施したにもかかわらず、改善が見られないことにより発注者に損害を与えた場合、発注者は受託者に対して実際に被った損害額を賠償請求することができるものとする。

(成果品の帰属、著作権等)

第15条 既に受託者が著作権を有するもの（本業務で使用する受注者のパッケージソフトウェアなど）を除き、本業務で得られた成果品及び中間成果物の権利は発注者に帰属し、発注者の許可なく複製・貸与・公表をしてはならないものとする。

(機密保持)

第16条 受託者は、本業務により知り得た情報等一切の事項を、いかなる場合も他の者に漏らしてはならないものとする。また、成果品（本業務の履行過程で得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

以上